
報告の電子化の取組状況及び 今後の方向性について（改定版）

第1回検討会にていただいた主なご意見

EEGS構築の進め方

- 新電子報告システム（EEGS）について、事業者ニーズを十分に反映の上、仕様やスケジュールに関して早めに情報提供いただきたい。

EEGSの機能

- 報告事業者側でもエラーチェックができると良い。
- EEGS使用届出書の提出やID・パスワード管理も電子化されるのが望ましい。
- 各社独自のシステムから出力されるデータとのインターフェースを工夫いただきたい。

EEGSの周知

- 周知動画の配信やオンラインでの説明会等を上手く活用して周知を進めていただきたい。
- 自治体と連携した周知を行ったり、サプライチェーン排出量など排出量への関心が高い事業者（業界団体・大企業等）に重点的に周知することで、そのサプライヤーにも周知してもらったりするなど、効果的な周知方法を検討いただきたい。

その他

- EEGSにおいても権利利益保護請求に配慮する必要があるのではないか。
- 現状の電子報告システムの利用者は約36%とのことだが、その属性等がわかれば教えていただきたい。

電子報告システム利用者の属性

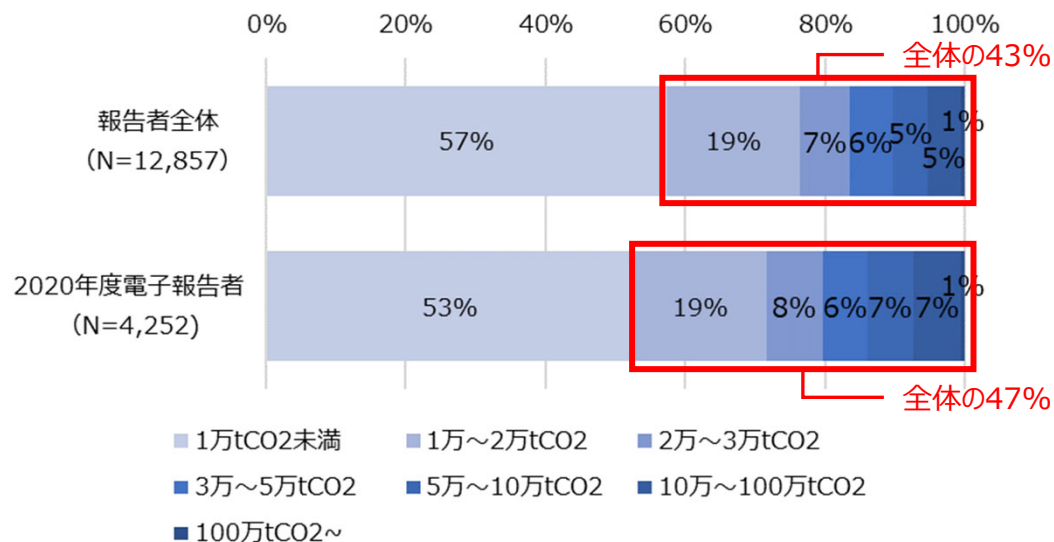
追加

- 2020年度の報告において、電子報告率は約36%であった。
- 各事業者を排出量規模で分類したところ、全報告者数*に占める排出量1万tCO₂以上の事業者数の割合は43%であったのに対して、電子報告者数に占めるそれは47%であった。また、各事業者を業種で分類したところ、全報告者と電子報告者で業種構成に大きな違いは見られなかった。

※なお、最新の電子報告率として、2021年度報告における電子報告率は、約46%であった。

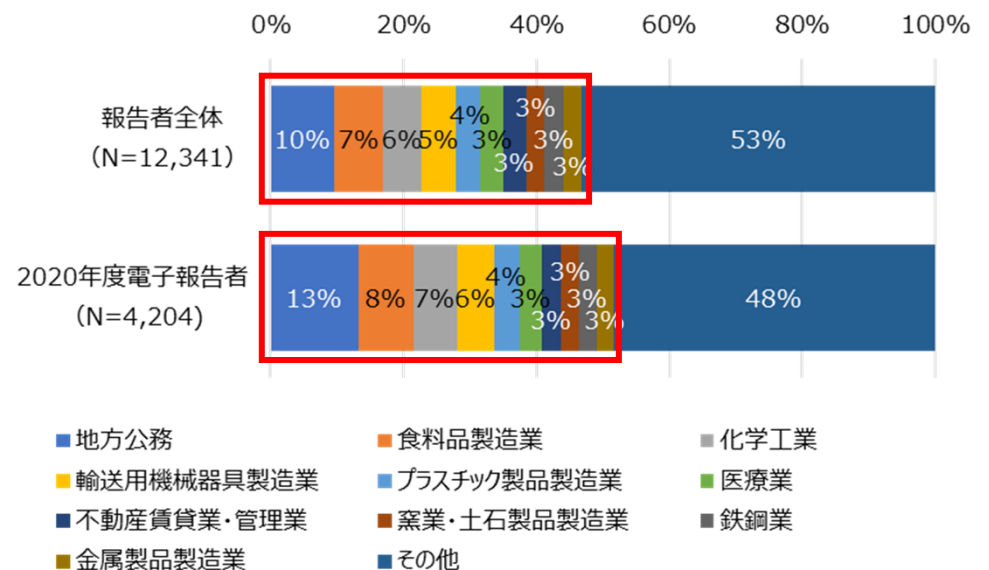
* 特定事業所排出者と特定輸送事業者の合算。双方の報告を行っている場合は1事業者としてカウント

排出量規模別集計



業種別集計

※特定事業所排出者の主たる事業で分析。
特定輸送排出者のみに報告した事業者は含まない。



※ 2020年度に電子報告を行った事業者について、2017年度排出量をもとに分析。そのため、「2020年度電子報告者」のN数は「報告者全体」の36%と一致しない。

新システムに対する事業者の意見

追加

- 紙媒体で報告を行っており、かつ、多数の事業所を有し、報告の事務負担が大きいと想定される多様な業種の11事業者を対象に、令和元年度にヒアリングを実施し、意見を聴取した。

	事業者からの主な意見
事業所からのデータ収集（エネルギー使用量・活動量等）に係る実態と要望	<ul style="list-style-type: none">● 事務局から事業所にExcelファイルを配布し、各事業所で入力してもらった後、年に1～2回のタイミングで、メールで提出してもらっている。【鉄鋼、電気機器、食品、自治体】● 省エネ法・温対法の報告以外に、自治体への報告や経済団体・業界団体への報告があり、これらに対応するための独自のシステム・ツールを整備している。事業所でのデータ入力と事業所からのデータ収集・管理は独自システムを使い、報告書の提出は新システムで実施できるようにしてほしい。【エネルギー、化学、消費財、電気機器、自治体】● 事務局が事業所の入力データをチェックできるようにしてほしい。【運輸】● システム上でデータ未入力の事業所が分かたり、督促メールを出せるようにしてほしい。【消費財】
報告書の作成に係る実態と要望	<ul style="list-style-type: none">● 入力漏れや単位ミスを自動検知できるようにしてほしい。【消費財、食品】● 会社情報や電気事業者の選択など、前年度の設定や入力情報が引き継がれるようにしてほしい。【運輸】● 過去データを参照したり、過去データを活用して報告書を作成できるようにしてほしい。【化学、食品】● 過去からのデータの推移がグラフ等で可視化されると良い。【電気機器】
報告書の提出に係る実態と要望	<ul style="list-style-type: none">● 紙媒体で提出しているのは受領証明が欲しいため。社内稟議も電子で可能であり、紙でないといけない理由はない。【鉄鋼、化学、電気機器】● エラーを解消しないと提出できないのは困る。エラーがあってもいったん提出できるようにしてほしい。【鉄鋼、電気機器、自治体】
システム・ツールのあり方に係る意見	<ul style="list-style-type: none">● アプリは毎年アンインストール、再度インストールしなければならないのが面倒なので、システム化してもらえると手間が減ってありがたい。【運輸】

新電子システム（EEGS）構築の背景

- 現在も電子報告システムは存在するが、利用率は約36%にとどまる。
- 報告者側・省庁側双方にとって利便性の高い新電子システム（EEGS※）を構築中。

	報告者側	省庁側
課題	<ul style="list-style-type: none">● 省エネ法と温対法で、重複する報告内容が多い● 大規模な事業者の場合、多数の事業所からの情報収集の負担が大きい● 現在の電子報告システムには、報告書作成支援機能がない	<ul style="list-style-type: none">● 紙媒体やPDFでの提出が大多数を占めるため、省庁側で報告内容の電子化（パンチ入力）が必要● 報告内容に記入漏れ・記入ミスが多く、省庁側の確認作業に時間を要している
EEGSの機能	<ul style="list-style-type: none">● 制度間で重複する項目の入力を一元化● 事業所からの情報収集機能を実装● 報告書の作成から提出までワンストップ化	<ul style="list-style-type: none">● 報告書の作成・提出の利便性を高めることで、電子での提出を促進● システムにエラーチェック機能を実装することで、記入漏れ・記入ミスを提出段階で防止
目標	報告業務の効率化による事業者及び行政の人的・時間的コストの低減	排出量情報の速やかな集計・公表の実現

EEGSの全体像

EEGS（イーグス）：Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

温室効果ガス排出者（個人以外） 企業 地方公共団体

省エネ法・温対法・フロン法の報告

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

STEP1

報告書作成・報告システム

【事業者向け】	排出量算定機能	報告書作成支援機能	報告書提出機能
【省庁向け】	報告書受付・差戻機能	報告書確定・出力機能	

STEP2

温室効果ガス排出量 集計システム

事業者別排出量情報	事業所別排出量情報
-----------	-----------

STEP3

温室効果ガス排出量 公表・分析システム
温室効果ガス排出量統合管理DB

【一般向け（投資家含む）】	【事業者・省庁向け】
排出量 集計・公表機能 (オープンデータ化)	排出量 分析機能

※公表は、「温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度ウェブサイト」で行う想定

排出者
(排出削減方策の検討)

投資家・金融機関
(投資判断支援、投融資先事業者の排出量把握)

国・自治体
(削減施策の検討)

<外部連携>

【STEP1】

法人共通認証基盤 (gBizID)

【STEP2】

地公体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)

Jクレジット登録簿システム

【STEP3以降】

省エネ法関連システム

地方公共団体計画書制度

黒字：システム 赤字：制度

環境省の外側にある公表データ (民間データ含む)

人口・GDP等の経済社会データ
売上、従業員数等の企業データ
企業のESG開示情報
エネルギー消費データ
気象データ

<各種ツールの統合>

省エネ法報告書作成支援ツール

温対法報告書作成支援ツール

フロン法報告書作成支援ツール

温室効果ガス排出量入力・集計ツール

凡例

- ユーザ
- システム
- 機能
- 保持する情報
- 情報の流れ

EEGS開発のスケジュール

更新

- 原則電子報告化に向けて、令和4年度中にはEEGSでの報告書の作成・提出が可能となるよう、構築作業を進めているところ。EEGSの周知を図り、電子報告率を高めつつ、EEGSの構築・稼働や電子報告率の状況等も見ながら、原則電子報告化の実現を目指していく。
- また、令和5年度には、温対法改正にあわせた排出量等の公表機能が実装される予定。

	実施内容	R1	R2	R3	R4	R5
STEP1	省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出まで、一気通貫で実施できるシステムの構築	仕様 検討	開発		運用	
STEP2	関連システムとの連携による入力の利便性向上、報告内容の通知・集計機能の実装		仕様 検討	開発	運用	
STEP3	温室効果ガス排出状況の公表・分析機能の実装、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理プラットフォームの実現			仕様 検討	開発	運用

EEGSで実現する主な機能

追加

STEP1: R4年5月予定 STEP2: R4年8月頃予定 STEP3: R5年4月予定

機能分類	機能	実現時期
EEGS利用にあたっての準備	EEGSの使用届出書の提出をEEGS上で行うことができ（STEP2）、ID・パスワードの発行も自動で行われる（STEP1）。	STEP2 STEP1
排出量の自動計算、報告書の作成	各事業所が、事業所のエネルギー使用量等をEEGSに入力すると、 事業所の排出量が自動計算 される。	STEP1
	事業者の取りまとめユーザー は、各事業所が入力したエネルギー使用量等やEEGSで自動計算された排出量を基に、 自事業者全体のエネルギー使用量等や排出量を集計し、省エネ法・温対法報告書を作成 することができる。	STEP1
報告書作成時のアシスト	事業者・事業所や年度を選択して、過去に入力したデータを表示させることができる。	STEP1
	EEGSとJ-クレジットのシステムを連携させることで、無効化したクレジット情報をEEGSからも閲覧し、報告に利用することが可能となる。	STEP2
	EEGSと「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を連携させることで、LAPSS上で一度入力したエネルギー使用量等をEEGSに反映させることができる。	STEP2
	EEGSの使用方法に関して不明点がある場合、 省庁担当者やヘルプデスク担当者も事業者の入力画面を閲覧可能 とすることで、事業者からの問い合わせに対して円滑に対応することが可能となる。	STEP3
	報告書作成にあたり、 自動でエラーチェック がかかり、 報告書の記載の不備を提出前に発見 することができる。	STEP1
報告書の提出	EEGSで作成した報告書を、 EEGS上で提出 することができる。	STEP1
	事業者が独自システム・ツールで作成した報告書をEEGS上で提出 することが可能となる。	STEP3
	報告書を提出した際に受領書がEEGS上で発行される。	STEP1
報告情報の集計・公表	各事業者から報告された排出量等情報を、 わかりやすく一般に公表 する。	STEP3
	報告された各事業者の排出量等情報を、外部データ（企業情報等）と組み合わせて表示する。	STEP3

事業者へのEEGSの周知

追加

- 前年度報告事業者に対してリーフレット等を送付したり、事業者向けの説明会でシステムのメリットを説明したりすることで、電子報告への移行を促す。

	実施内容	実施時期
事業者向けリーフレット・パンフレット	<ul style="list-style-type: none">● システムのメリットや事前準備の方法を簡潔にまとめた「リーフレット」と、操作方法のイメージが分かるやや詳細な「パンフレット」を作成し、Webで公開。	<ul style="list-style-type: none">● リーフレットのWeb公開は既に実施● パンフレットの公開・配布は年内に実施
ダイレクトメール	<ul style="list-style-type: none">● 上記「リーフレット」を、前年度報告を行った事業者に郵送または電子メールで送付。	<ul style="list-style-type: none">● 年内に実施
事業者向け説明会	<ul style="list-style-type: none">● 事業者向けの制度説明会において、新システムの使い方について説明。（Web開催想定）● 説明内容を動画撮影し、後日Webで配信。	<ul style="list-style-type: none">● 2022年4～5月に実施予定

※省庁ユーザ向け広報として、省庁向けパンフレットの作成、省庁向け説明会（制度別）の開催等を予定。
※事業者のEEGS使用時の支援策として、制度別操作マニュアル、システム専用ヘルプデスクを準備。

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム

通称：EEGS（イーグス）

Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告と、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を目的とするシステムです。各制度の報告書の作成から提出までをこのシステムで完結することができます。令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用ください。このため、裏面にある通り、電子情報処理組織使用届出書の提出をお願いします。

EEGSは令和4年5月より稼働予定です。既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」は、令和4年3月末日をもって使用できなくなります。

本システムの目的

- 省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出までをワンストップ化することにより、事業者の皆様の報告書の作成や提出の負担を軽減

本システムのメリット

使用に際してインストールが不要	✓ 報告書作成支援ツールと異なり、 <u>使用に際してインストールは不要</u> であり、指定のURLにアクセスするだけで利用可能
報告に必要なデータの収集が容易	✓ 複数の事業所で同時に入力が可能となり、データの収集がシステム上で行われることから、 <u>情報収集の負担が軽減</u>
報告書提出に伴う負担が軽減	✓ システム上で報告書提出が完了するため、 <u>紙での提出は不要</u> ✓ 省エネ法・温対法・フロン法における <u>各種報告の一元管理</u> が可能
報告内容のミスを抑制	✓ <u>システム上で入力値の自動チェックが可能</u> なため、人為的なミスを抑制
過年度報告内容の確認が可能	✓ <u>過去に提出した報告書の内容を確認でき</u> 、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認が可能	✓ 提出した報告書の省庁での <u>処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能</u>

※ 令和3年度においては、省エネ法定期報告を電子で提出することで、省エネ補助金における加点評価を実施いたしました。令和4年度においては、EEGSで提出した場合に同様の措置を検討しております。

本システムを使用できないケース

- 以下に該当する場合は、令和4(2022)年5月リリース時点ではEEGSで報告書を作成できません。このため、従来通り、省エネ法・温対法の報告書作成支援ツールで報告書を作成し、出力されるXML/ExcelファイルをEEGSにアップロードしていただく必要があります。
 - ✓ 温室効果ガス排出量の算定に、実測排出係数・実測排出量を使用する場合
 - ✓ 輸送事業者で、複数の輸送区分がある場合
 - ✓ 省エネ法で、連携省エネルギー計画の認定を受けている非特定事業者の場合
 - ✓ 省エネ法で、認定管理統括事業者と、連携省エネルギー計画の両方の認定を受けている場合
 - ✓ 電気事業及び熱供給事業の両方を行っている場合（Excelツールでのみ報告可能）

⇒令和5(2023)年4月のシステム改修以降、EEGSで報告書の作成が可能となる予定です。

システムの利用にあたって必要となる事前準備

電子情報処理組織使用届出書の提出

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」の使用にあたっては、事前にシステムを使用するための使用届出書を提出する必要があります。
- 使用届出は下表に示す様式の書類を届出先へ、紙媒体で提出してください。
- **EEGSでも、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」「フロン法電子報告システム」のログインIDを使用することができます。**EEGSの稼働直後はアクセスが集中することが予想されますので、既存システムのログインIDを有していない場合は、早めに電子情報処理組織使用届出書を提出の上、既存システムのログインIDを取得しておくことをおすすめします。
- なお、既存システムを活用するために、既に使用届出書を提出済み場合は、改めて提出する必要はありません。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先*1
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）*2	省エネ法様式第43	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/	経済産業局
温対法（特定排出者）*3	温対法様式第4	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual	経済産業局 又は 地方環境事務所
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	省エネ法様式第27	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html	国土交通本省 又は 地方運輸局
フロン法（特定漏えい者）*4	フロン法様式第4	https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issu_santei-4.html	経済産業省 又は 環境省

*1：事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局等に提出してください。ただし、フロン法については、経済産業省又は環境省の本省に提出してください。

*2：経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」を用いずe-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。

*3：省エネ法による電子申請の使用届出を既に行っている場合は、改めて届出する必要はありません。

*4：省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済みであっても、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

お問合せ先

- ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

対象事業者	お問い合わせ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局又は地方環境事務所	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）	経済産業局	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/inquiry/
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html
フロン法（特定漏えい者）	フロン法ヘルプデスク	https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html

※フロン法報告に関しては、令和4年度は既存システムから機能に変更はありませんが、令和5年度以降に漏えい量の算定機能を追加する予定です。